

⑭「人間ドック・脳ドック」受診者を募集

平成23年度のドック補助の受付方法が、抽選方式に変わります。

従来、先着順で受け付けていましたが、早朝から多くの方々が順番待ちで並んでいる状態となっています。そうした事態の解消と国保加入対象者のどなたも公平に受けられるよう、今年度から、抽選による方法となります。

受付期間中に、本所・支所の担当窓口にて用意する応募用紙に、必要事項を記入してください。応募は一人1回のみで、複数応募した方は無効とします。家族の名前で応募して別人が受けることもできません。

当選者には補助金交付申請書を郵送しますので、必要事項を記入・押印の上、提出してください。

対象 平成23年4月1日現在40歳以上で受診日に74歳以下（注）の**笠間市国民健康保険の被保険者で、国民健康保険税を完納している世帯**

※受診日に75歳の誕生日を迎える方は、誕生日以降は後期高齢者医療制度に該当となり、国民健康保険の資格を失いますので受診できません。後期高齢者人間・脳ドックにお申し込みください。
※平成21年度か22年度に脳ドックの助成を受けた方、身体にペースメーカー・金属類を埋め込んでいる方、脳疾患で医師の治療を受けている方、妊娠している方、閉所恐怖症の方は、脳ドックは申し込みません。

「人間ドック・脳ドック」を受診される方の注意事項

- ・同じ年度に人間ドック・脳ドックの両方の補助は受けられません。
- ・水戸済生会総合病院の脳ドックと県立中央病院の人間ドック・脳ドックは、病院指定の受診日の中から選択することになります。
- ・人間ドック・脳ドックを申し込みされた方は、保健センターが実施する健康診査の特定健診は受診できません。
- ・脳ドックでは各種がん検診は行いませんので、特定健診を除いた各種がん検診は受診できます。

※助成額は、脳ドック35,000円、人間ドック25,000円の定額で、費用との差額が個人負担額となります。

実施機関名	脳ドック			人間ドック		
	費用	個人負担	定員	費用	個人負担	定員
水戸済生会総合病院	57,750円	22,750円	40	39,900円	14,900円	60
県立中央病院	52,500円	17,500円	30	42,000円	17,000円	75
茨城県メディカルセンター				40,110円	15,110円	60
大久保病院	52,500円	17,500円	55			
東関東クリニック				39,900円	14,900円	15
協和中央病院	52,500円	17,500円	40	38,850円	13,850円	30
筑波メディカルセンター	52,500円	17,500円	35	40,110円	15,110円	10
県西総合病院				38,850円	13,850円	10
石岡市医師会病院				38,050円	13,050円	30

定員 脳ドック：200名 人間ドック：290名（市内全体）

受付期間 4月25日（月）～5月12日（木）※土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、窓口延長日は午後7時30分まで。（本所：水曜日、笠間支所：木曜日、岩間支所：火曜日）

※国民健康保険証と印鑑を持参してください。

申・問 保険年金課（内線139・140） 岩間支所市民窓口課（内線73183）
笠間支所（笠間公民館）市民窓口課 Tel 0296-72-2106

笠間市ホームページモバイル版アドレス

<http://www.city.kasama.lg.jp/mobile/>

⑥ページ

⑥介護保険料のお知らせ

①介護保険料の改正について

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われます。

平成21年度から、介護に従事する方の処遇を改善するために、介護報酬がプラス3%改定されています。本来は、この改定によるプラス分が介護保険料に反映されますが、介護保険料が急激に上昇しないように、平成22年度まで国の緊急特別対策による保険料軽減措置がとられていました。**平成23年度は軽減措置が終了し、本来の保険料額になります。**

平成23年度の介護保険料は8段階にわかれている、基準額（第5段階）は42,580円（年額）から43,200円（年額）になりました。

②65歳以上の方で介護保険料を特別徴収（年金天引き）で納めている方へ

平成23年4月・6月・8月に年金から天引きされる保険料は、原則として平成23年2月の金額と同額になります。ただし、6月と8月の金額については、1回に天引きする金額が年間を通してほぼ均等になるように額を調整することがあります。この場合、5月末に変更通知書を送付します。

また、10月・12月・平成24年2月に天引きされる保険料については、9月中に、決定通知書を送付します。

問 高齢福祉課（内線171・173）

⑦雇用調整助成金の利用について

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

雇用調整助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、支給要件の緩和も行っています。

（主な支給要件）

○最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月または前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。

○休業等を実施する場合、ハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、助成金を受給しようとする場合は、お問い合わせください。

○災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により、最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月または前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

問 ハローワーク笠間 Tel 0296-72-0252

⑧震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置について

以下のような雇用保険失業給付の特例措置がありますので、詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

○ハローワークへ来所できない方への「失業の認定日」の取り扱いについて

○居住地管轄ハローワーク以外での失業給付受給手続きについて

○失業給付の受給について

問 ハローワーク笠間 Tel 0296-72-0252

⑨5月1日から7日までは憲法週間です

5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までの1週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的な人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局の人権相談所または人権擁護委員までご相談ください。

みんなで築こう 人権の世紀

～ 考えよう 相手の気持ち 育てよう

思いやりの心 ～

問 水戸地方法務局 Tel 029-227-9911

「申」は申込み先、「問」は問合せ先の略です。 ③ページ